省　令

○法務省令第二十五号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表中津手形交換所、臼杵手形交換所及び津久見手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。